

お知らせ

担当部局	備中県民局 地域政策部環境課
担当者	坪井、佐々木
連絡先	086-434-7007(直通)
発表クラブ	倉敷記者クラブ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 広島県福山市柳津町4丁目2408番地4
(2) 名 称 株式会社エイト運輸 代表取締役 豊田 昌史

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和5年7月11日

4 処分理由

被処分者は、令和5年6月13日、広島地方裁判所福山支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業(許可番号 第03300156925号)

- (1) 許可年月日 令和2年10月13日(更新)
(2) 許可の有効年月日 令和7年10月12日
(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上、自動車等破砕物を除く。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。) 以上
12種類